

590

347

高山公逸事

梅原三千編

590-347

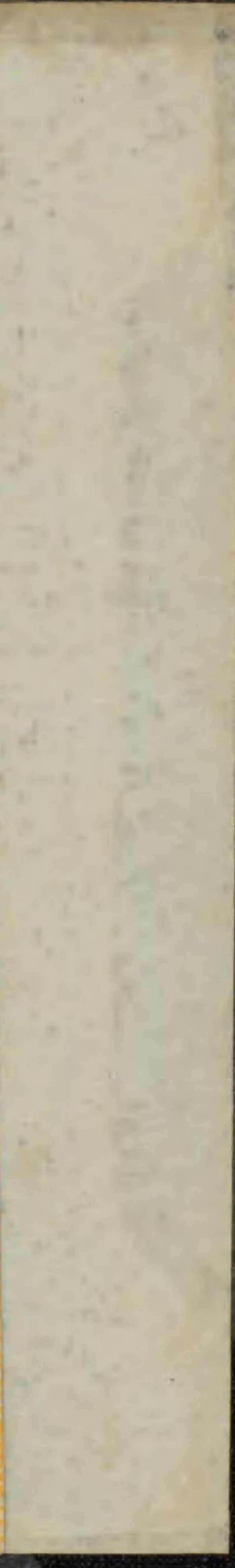
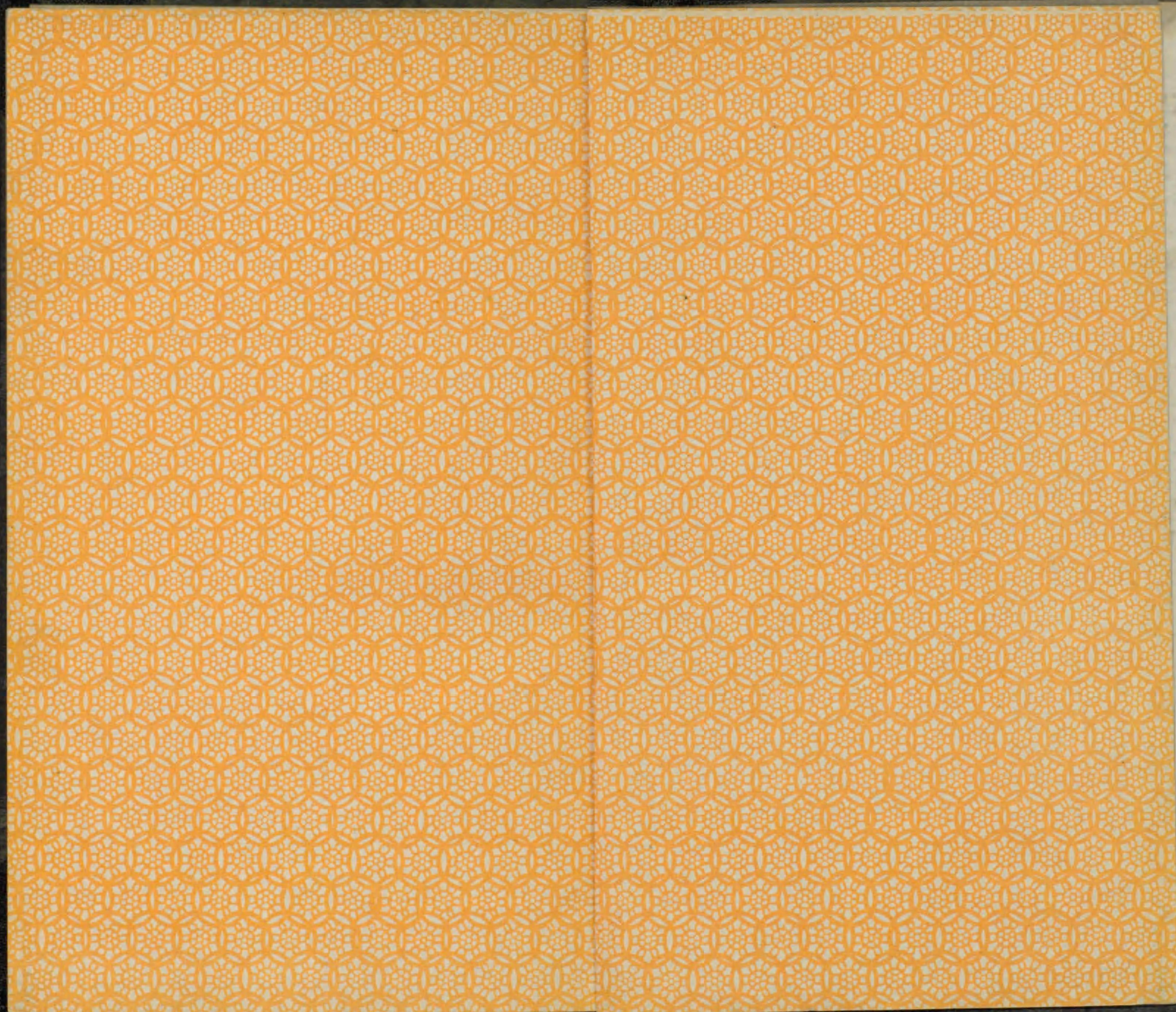


1200501525711

高山公逸事

高山公逸事

高山公逸事

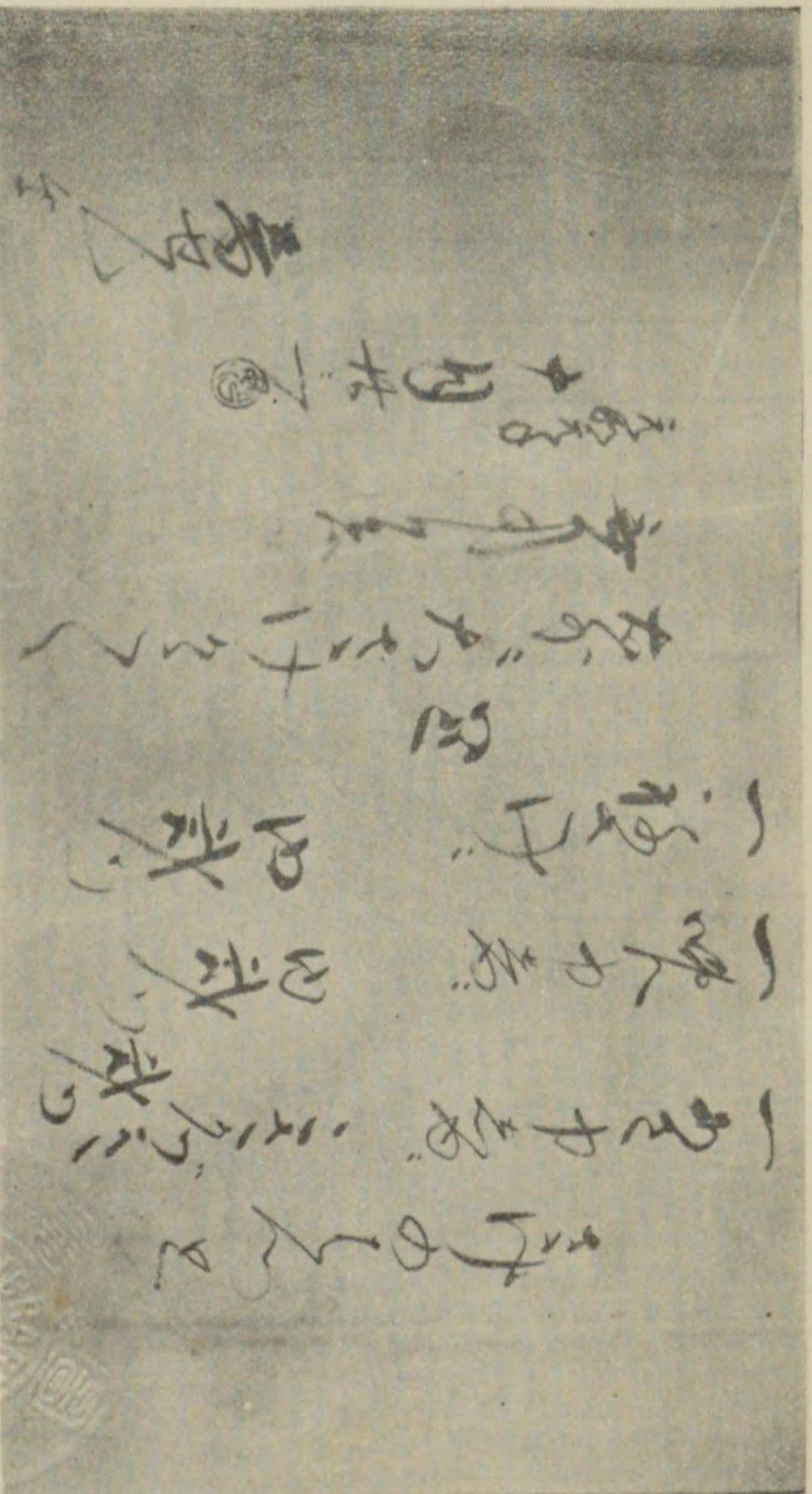




高山逸事

藤堂家事蹟編述委員 梅原三千編  
高山公三百年祭會上梓





深井主膳に就いた酒法の度  
(十二頁七頁参観)



590-347

凡 例

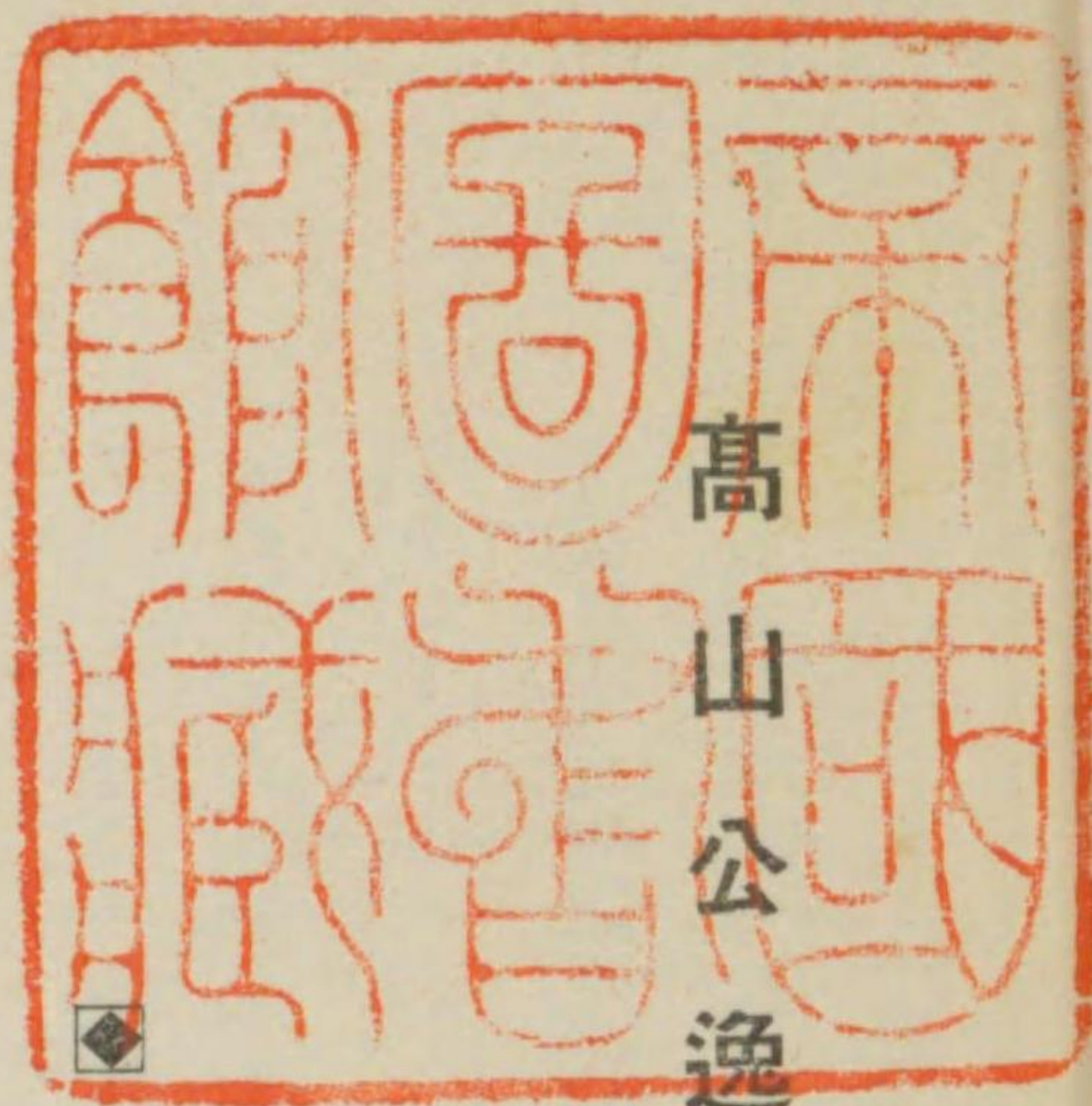
一本書は藤堂家事蹟編述委員梅原三千が輯集した『高山公逸話』の中から、少しばかりを抄出したものである。それで題して『高山公逸事』とはいへぎ、實はその一部分である。

一逸事にはいつも訛傳や、誇張乃至捏造が伴ひ易い。本書は此点を慮つて、信用を措き得る資料から採つたが、それでも尙二三の稍疑はしいものがないでもない。

一本書刊行のこころ草卒に決し、事實の考覈、字句の鍛鍊に時間なく、僅に二三日間に印刷成工を求めて、辛うじて高山公三百年祭の間に合はせたのである。遺憾な点があつてもそれは止むを得ない。



一表紙見返しの小紋形は、舊津藩に於て殊勳者に賞賜した社祚地かみしもせの模様で、『御留小紋』と稱したものである。但し實物の色合は餘りに黒すんでゐるから、茲には設色を全く變更して刷つたのである。



高山公逸事

公の但馬征伐中、第一番に味方に馳せ参じたのは養父郡大屋村の櫛尾源左衛門  
さいふ郷士で、公は二年ばかりの間源左衛門の家を本據として、處々の一揆を征  
伐せられたのであつた。この櫛尾の家の大黒柱には深く切り込んだ太刀疵があつ  
た。それは或時公が源左衛門と脊競せいくらべをして、少しばかり負けたを無念に、ズバリ

拔打に柱に切り込まれたその刀痕で、後代まで同家に残された記念の一であつた。公、其頃三千三百石まで立身はせられたが、年齢は尙血氣盛んの二十六歳であつた。

—(洞津遺聞)—

天正十三年紀州雜賀征伐の時、敵將山本某の部下に中野勘解由かけゆといふ名だゝる剛勇の兵があつた。公之れこ槍を合せ、運悪るくも背後の小溝に片足を踏み込ん

で倒れられたので、勘解由すかさず飛び付いて公を押へ、將に首を搔かうこする危機一髪かの所へ、跑かつけた大木長右衛門が『已れ！』といひさま勘解由を二三間向ふへ投げつけ、公の手を取りて引き起した。そこへ居合孫作が飛んで来て、起きかゝる勘解由を後ろ袈裟に切付けて首を取つた。公はそれから散々に敵中を切りまくつて、都合首數十二個を取つて還り、小溝に足を取られて見事に押へ付けられた事を言つて、大笑をせられた。

—(大木長右衛門家記)—



板島在城中の或年の九月六日の事である。秋雨しきく、こそほ降る寂しい長い夜を、數人の侍臣にいつもの酒を賜うて、賑はしく過ぎされる折から、話の央ばに公は忽ち黙つて、ジツミ耳傾けて考へられるやうであつたが、やがて座を起ちヒラリ庭に飛び降りられたので、皆が驚いて立ち上るを、公は顧みて手を掉りて之れを制し、その儘足を進めて暗い庭を、向ふの堀際まで進まれたと思ふ頃、バサリ太刀音聞いたと同時に、『燈火を持つて參れ！』この叫び聲に、侍臣は應答へて手燭を持つて驅付けた。見ればそこに年頃四十歳許の大男が袈裟掛に斬られて倒れて居る。公は笑つて『酒の肴をしたぞ』といひながら止めを刺さ、れた。夜明けて詮議すれども結局何者とも知れずに終つたが、癖者の忍び込んだを唯一人早くも感知し、一刀に斬つて捨てられた武運の強さよこ、聞く者感ぜざる

はなかつたこの事である。

—(古老夜話  
西島八兵衛留書)—



大阪夏役の或日、前田利常の使者北川久兵衛といふ男が公の陣を來訪し、用事濟んでのかへりがけに合戦が始まり、久兵衛は敵一人を切つて其の首を公に見せ『それは前田殿への土産に持ち歸れ』この公の言葉を承つて、即ち携へ歸つて利常の檢分に入れたが、さしたる賞もなかつた。それに付公の話に『老功の士なら

ば、首を當手の數に入れられよといつて捨て置いて歸る筈である。當方ではその儘に首數の中に入るべきではないから、久兵衛の功を記して、首に添へて前田の陣へ申し送るであらう。前田はそれを見た以上、相當の賞をやらねばなるまい。然るを首を持ち歸つた爲めに、賞に漏れたのは氣の毒はいひながら、それは實は當然の事である』とあつた。

—(名將言行錄)—



同じく夏陣の五月七日、大阪城最後の天王寺口の戦に、新手の城將新宮左馬助布施傳右衛門等が切つて出た。我が兵は昨日來の戦に疲れて、流石の渡邊勘兵衛もあしらひ兼ねつゝあつた。傳右衛門得たりと突進して、遮る我兵を打ち拂ひ、馬を躍らせて公の馬前に迫つた。公齡已に六十歳ながら英氣は壯者を凌ぎ、忽ち目を怒らしてハツタと睨め付け、『其方加きに太刀は過分ぞ』と叫びさまに鞭を振り上げて、ハツシミ傳右衛門を撲り落されたので、玉置福井之介透かさず走り寄つて押へて首を搔いた。城兵其の勢に怖れて退却し、城はやがて落ちた。

—(日本史蹟大阪陣)—

大阪平いで後、前將軍家康二條城に大阪の捕虜を召出し、『今度關東方で誰れの手が最も手強く働いたか、その事に付て城兵の取沙汰は如何か』と尋ねた。捕虜は答へて『金の牛の舌の差物さしものが別けて強かつたこの噂であります』といつたので家康は列席の藤堂を賞揚した。金の牛の舌は公が夏陣に用いた差物である。

—(西島留書)—

公の佩刀に『貫くわん拔ぬき落おとし』と稱する名刀があつた。それは或時敵を打ち留め、その背後なる門の貫拔をも切落したので、此く名づけたと傳へられる。右の外に一腰、公が常に帶したさいはれた刀は、刀身に『是非共是也』と鑿り、裏面に『藤堂高虎帶之』と刻し、刀身の長は二尺五寸である。此の刀は現に高山神社の寶物として大切に保藏してある。

—(洞津遺聞)—

公の着用せられた兜は、唐冠の盔かぶとに水牛の盔かぶとの二である。唐冠は大阪夏陣に藤堂立蕃に賜り、五月六日に立蕃は之れを被かぶつて奮闘し、傷を受けて従兵に負はれて戻り、營門に入る時に半死半生の立蕃が『櫻はねが支つかへて損じてはならぬ』と頻りに心配した程大切にしたのであつた。次に水牛の盔は、第二代大通公の着よろひきぞめ鎧よろひ式しきの時に譲り受けられ、それから藤堂家に傳はつた。この兜の鉢には弾痕があつて、銃丸が内部で游動してゐたこの事である。その前立物の水牛の角は長さ三尺位で前方に向つて稍彎曲し、朱漆が一面に塗てつあつた。その形状色彩が見るから物凄ものすごい程であつたといはれてゐる。

—(宗國史外篇遺事録)—

公の軍装は一定してはゐなかつた。前立は多くの場合水牛を用ひられた。大阪陣以前には角衆つのしゆと稱して、同じ前立を許されたものが六七人だけであつたが、大阪出陣の時には鐵砲頭てつぱう、母衣衆ほろにも之れを許されたから、其の人数は稍増して確たしかまはわからぬ様になつた。それから公の盔は黒塗で、具足こさねは小眞黒糸こまねの毛引けびきであつた。小手こて、膝甲はいだては越中流を用ひられた。關原では烏毛袖なしの具足羽織、大阪

冬陣にはもみの廣袖の小袖を時々着用せられた。幟は大阪陣に三布みのの折懸、地紺に白餅三であつたが、これも關原では白地に朱の丸三であつた。大馬印は大阪冬陣には白の三布の大四半に朱の丸一、夏陣には赤い吹貫ふきぬきであつた。

—(西島八兵衛留書 開國遺事)—

公、騎射隊の士五人づゝ、を毎年交代に江戸詰を命じ、夜を込めての出行や、日

没後の歸り路は、左右に二人づゝ、取矢とりやで隨從せしめ、鞞持うつほもちの足輕を後から従はせた。旅行には五人かちだちも歩行立で供を爲るの定であつた。故に騎射隊は健歩術を兼修するの必要があつた。

—(開國遺事)—

寛永の初年公稍老衰を感じ、國務を世子大通公に托せられた時のことである。

立花飛驒守兄弟、佐久間備前守兄弟、丹羽五郎左衛門、脇坂淡路守、朽木卜齋等

を招待し、其の席で家の系圖、知行の朱印、水牛の兜、金の笠の馬印等を取り出して大通公に譲渡し、先祖代々、一門末々迄の武功の次第を語り聞かせ、最後に言葉を改めて、『大學は總領筋なれば武勇我に劣るべしは思はぬが、靜謐の世なれば實地に驗する機會は無かつた。それに付て申すが、武勇には稽古といふことはない。唯心懸一つが肝要である。一朝有事の場合に、此度は第一等の殊功を存じただけでは人並にもならぬ。今度は第一番に打死し決心して掛つてこそ、稍人に勝れた働きは成るものである。武勇の心得此外にない』と訓告せられた。之れを聞く列席の客人は思はず容を改めて敬聽し、深く其の至言に感服せられた。

—(木且子集書)—

慶長五年上杉征伐に行軍の途次、公、尾州熱田驛なる昔馴染の森田宗博の家に立寄られたが、主人は折悪しく不在であつた。公は妻女に向ひ、『空腹であるぞ、何か喰ふ物はないか』と求められた。妻女は大に困つて、『折節何も差上げる様な物が御座りませぬ。これなりとも御召上り下され』といつて差出したのが、榊に入れた餅であつた。公これを覽て大に喜び、『榊に餅は面白い、予は紀念に家紋にする』といつて快く食せられた。後年藤堂家使用の角に星の紋はこれから起つたのである。

—(秘覺集)—

大阪既に滅びて天下泰平の世となつてからの事、公、江戸邸に滞在の間、到来品の披露なきには、大抵は酒井雅樂頭、土井大炊頭等を招待せられ、兩人も多くの場合、他の兼約を辭しても參會した。するに公夫妻は臺所に出て、「入念に料理するやう」に料理方に申付けられるのが常例であつた。その献立は鶴又は雁の汁の時は、二の汁は干菜に打大豆か、もづくの冷汁かの類であつた。而してそれに

なます  
膾か刺身を添へ、煮物は荒布に田作、香物共五菜に過ぎたことはなかつた。

—(開國遺事)—

公屢々三代將軍の夜話に參せられた。或夜の話に、「將軍様さても計算の心得は必要缺くべからざるものであります。如何かなれば日本各國の知行高及戦時の出師人員、糧食彈藥の貯藏高等も、詳細御承知あらねばなりません。若し然らずし

て事實相違の上意を仰出されることなきあつては、それを聞き傳へて、將軍の無能をそし詆り笑ひ、爲めに御威光を損するに至るであらうと存じます。依て御心得あつて然るべき諸統計の概要を書き列ねて差上りますといつて、西島八兵衛に統計を作製せしめて、それを將軍に呈せられた。

—(木旦子集書)—

公自身の小遣金は、千兩づ、掛硯に入れて、深井半左衛門に保管せしめ、支出

の都度、公の面前で取出させられた。又支拂を一々記帳するは無用の手数であるとして、一切記入せしめず、其の代りに殘金幾何と尋ねてその金額を半左衛門に書かせ、自ら檢印して、面前で封緘させて置かれるのであつた。 —(開國遺事)—

元和九年閏八月大阪城御手傳普請の際、公が材料品の購入に關して、馬淵半左衛門、高橋甚内等に指示せられた書狀に、『采女申候長三間、幅一尺四寸、厚七八寸



在之板一枚に付拾八匁之由候間猶以此内よくく値切り候て二百枚買ひ可申事』  
ごある。又寛永元年五月同伴に付佐久間九郎右衛門に與へられた書狀には、『……  
…又御影の栗石積み、隙々には栗石を拾はせ可申候、左様の算用は立合何方も人  
あそひ候はぬ様肝要候』ごある。恁んな調子の書狀は尙他に幾らもあつて、會計の  
經理には少しも抜目がなかつた。

—(高山公實録)—

文祿元年十一月、征鮮役中、太閤が急に諸將を名護屋の本營に召集したことが  
あつた。公は其時海上十數里を隔つる地点に居られたが、此の命令を受取るご同  
時に、直に纜を解いて本營に向はれた。然るに其の日は非常に寒く荒風凄まじく  
吹き捲くり、名にし負ふ立海の大濤に木葉の如くに漂ふ舟を、船奉行の松本雅樂<sup>うた</sup>  
が物ごもせず巧に操り、水夫を勵まして風濤ご闘ひ、遂に難なく名護屋に着船  
して、太閤に謁せられた。太閤深く公を褒稱し、且船奉行の雅樂にも特に賞盃を  
賜はつた。

—(船威考)—

大阪城初度の復舊工事は、元和六年の幕議を以て、堀の深さ、石垣の高さを豊臣時代以上に修理することに決定し、公はその設計、監督及一部の工事を負擔し屢々實地臨檢を要するに付ては、伊州上野からは里程遠ければきて、領下山城國賀茂の淨念寺に九十餘日も止宿し、時々川舟で大阪に往來せられた。其時大石を附近の山から切取つて川下したが、其の不用品が後年迄加茂川畔に残つて居たこの事である。

—(高山公實錄)—

寛永七年十月五日公薨去せられ、森石見が湯灌の任に當つた。此の石見の談に『公の軀体は明き場もない程一面の疵痕で、玉疵もあれば槍疵もあつた。右手の薬指と小指とは尖端が切り取られて爪がなかつた。中指は一寸程短い。右の足の指も爪の生れ際から尖がない。右の手の指の腹が節立つた様に、豆が幾つもなく出来てゐた。それで老後には指の屈伸が頗る不自由になられたらしい。これは戰場で我知らず鞍壺を叩かれた爲めであらう。』

—(平尾留書)—

或夜津城の鰯堀で、頻りに投網とあみを打つ者があつた。次ぎの日目付の役人が段々調べるに、さうしても藩士の所爲らしいが、しかし檢舉の方法がないので、評議の末、藩士の所持する投網を残らず差出させ、最近に溢あふをひいた網を證據に、罪人を調べ出す事にしように極めた。之れを聞いた藩士の投網所有者とあみが、出漁したと否いなに拘らず、盡く皆溢あふをひいて差出した。それで取調が却て困難になつて、役人は大に困つてしまつた。公はこれを聞いて、心中却て快く感ぜられたものか役人を咎めようともせず、罪人を早く出せよは尙更さらいはずに、その儘捨て置かれ

た。

—(洞津遺聞)—

或時、伏見駐在の藩士の中、過失ある者五名を目付役人から上申した。三人は賭博、二人は島原の遊女に溺れて、甲冑まで質に入れたといふのである。公その賭博三名に各百日の閉門を申付けて、爾來屹度相愼む様ように申渡させ、残る二人は阿呆拂あほうばらいに處せられた。公はその趣意に付て、『博奕を好むは人に勝たうとする利心

である。利を志して身を亡ほすは罪すべきものながら、尙人に勝たうとする点だけは用ふべき所がある。色を好むは總ての人情はいいへ、女色に溺れて武具を失ふ様の男は、度すべからざる者である。恚こんな痴漢あほうに限つて膽力や勇氣は樂にする程もない。世に所謂女郎花おみなへし其頃の流行語、無用である。個様の者に扶持くを與れる柔弱の士を嘲る語こゝは、家中の者に對して申譯がない』と語られた。

—(太平將士美談)—

深井家に傳はる高山公自筆の『酒のはつこ』の文句は次の如くである。

酒の法度

一朝申しゆ 小盃二

一晝申しゆに 小盃二つ

一ねさけに 小盃二つ

右の外無用候者也

元和七年二月

黒印

しゆぜんへ

これは深井家の祖先、主膳吉親しゆぜんよしちかの豪酒を戒める爲めに、書いて渡された訓規である。吉親は武藏の鴻巣の生れで、慶長七年十七歳で公に仕へ、功により累進して三千石に至つた。その公との間柄は、主従にして而も親子の情を兼ねたこもい

ふべきもので、その朝夕の小盃には公の温い慈愛が溶け込んでゐたのであらう。

—(深井氏文書)—



公の藩士に與へた文書中には情味の深いものがある。茲に其の一を掲げる、

書狀披見候

一先書如申遣候殿主作事總奉行之儀彌二郎入念可申付候いつもの如く酒をひ

かへ可申候事

一久助あやまちくるしかるまじき由猶以養生可仕候大工屋なごは塞可申候間

彌二郎所へ相越養正可仕候乍去疵本復之間はをんなそばへよせ申間敷候

一板島の作事大形可相濟候條太郎五郎呼寄萬事可申談候委細は内膳方へ申遣

候也

九月五日

さご御判

藤堂彌二郎殿

磯崎金七郎殿

次に主殿、仁右衛門以下伊賀、伊勢の藩士に灸治を奨励した書狀、

番明勘解由歸り候間令申候

一主殿煩ひも兎角灸にて無之候は、根切は在之まじく候間油斷なく灸を可仕候

灸た、り可惡候は、可爲時節可存事

一仁右衛門なきも無油斷灸を仕り可致養生候事

一先書にも如申候向の灸を仕候てそれあしく候は、無是非次第………氣ずい  
を申灸を不仕無養生いたし候は、たれくによらず跡を立申間敷候間其通伊  
賀伊勢諸家中へ相ふれ可申候

右之通何も可申觸候其元耕作賣米火用心油斷あるまじく候猶かけゆ可申候也

卯月八日

いつみ

黒印

百々太郎兵衛殿

馬淵半左衛門殿

次は寛永三年十一月發布の家中法度書、

覺

一當年は日損之間新敷着物袴かた衣萬事費に成候義無用之事

一人々其分限に應し家職不斷心懸諸道具嗜み可申候事

一來年は公儀御普請もなく米のたかき年に候間分際によく算用仕借銀有之者  
は濟し又借銀なき者はすこしもたまり候様に仕度肝要之事

一彌如法度大酒遊山ヶ間敷事無用之事

一暇を不請他所他國へ參間敷候付り女房くるひ停止之事

右之條々堅可相守候若於相背族有之者可爲曲事者也

寛永三年十一月二日

御印

—(高山公實錄)—

元和元年五月六日の八尾若江の血戦の終つた其の夕方、公は伊賀伊勢へ急使を發して勝報を傳へしめ、戦死者の家族へはその次第を通知させ、且留守奉行に命令を傳へて、右遺族者の保護に注意せしめ、香奠として仁右衛門、新七郎方へは米二百俵づゝ、立蕃、勘解由等へは同百俵づゝ、其外侍共、陪臣、輕卒に至る迄夫々に香奠を送り届させた。それから翌七日に大阪が落城したので、公は九日に兵士を歸國させて、自らは十日に入洛し、爾後八月迄滯京せられた。

五月十五日には南禪寺へ川瀬治兵衛を使者として、戦死者の爲めの七々日及百ヶ日追善を崇傳長老に頼み、回向料六百兩を供進せられた。法事は寺中金地院で七日續いて執行した。即ち六隊將及其の部兵に對して各一日、組外侍共の爲めに第七日目に總回向、都合七日間の法事を、公は一里餘を隔つる四條の宿所から毎日參詣せられた。六月二十五日の最後の法事には、大身たいしん六人の後系者を國元から呼んで焼香させた。山岡兵部には子弟がないので、親額の磯野平三郎が代理を命ぜられた。公も焼香を了りて方丈で齋饌とつきの座に就かれた。其時、戦死の模様に付て種々の話が出た。就中新七郎は他へも聞いた名譽の勇者で、高名の場数が十三度、最後の十四度目に討死を遂げたのであつた。屢々増祿の内意を傳へられても一種の變り者の事にて、毎いづも辭退し、今回も出陣前に二萬石遣はさうこの内意に對し、『目出たく御凱旋の後ならば格別、只今は御斷り仕る』といつて出陣したの

であつた。公は此の事を詳しく話されて、『今更ながら是れ程残念な事はない』といつて、痛く愁傷せられ、胸につかへて食が咽を下らず、遂に其儘膳を退かせられた。

八月歸國後、戦死者の跡目相續發令の日、新七郎の子宗徳、玄蕃の子九藏、勘解由の子小太夫、彌次兵衛の子將監(仁右衛門の子高経は江戸在府中に付不參)を召して酒饌を供じ、其の席上でも公は又戦死當日の事を語られ、『新七が私に御任せなさいと言ひ捨て、乗出した姿が眼前に在る』といつて痛哭せられたので、宗徳は勿論、一座皆涙に咽んだ。

公は後年に至つても哀惜の情は少しも減せず、折に觸れては語り出で、『彼の者共は欲しきいつたきて二度は得られぬ勇者であるに、惜しい事をした、ふびんなこころをした』といつては落涙し、其の日は膳に向つても箸さへ取られぬこころが

屢々あつた。それで如何にもして戦死者の名聲の長く存する様、且は彼等の菩提を永く久しく吊ふ方法もがなこ、考案の末が寛永五年南禪寺樓門の再建となつたのである。

—(元和先鋒録 開國遺事)—



元和七年七月十五日の夜、滯京中の公は、大阪夏陣戦死者の七年に當る盆祭供養の爲め、槇島の川端に六百四十八の燈籠を吊り、前後三夜に亘りて点火せしめ





られた。それは珍らしい壯觀として附近の男女は勿論、京洛市民間の大評判となつた。これが起原となつて後年津城外寺町堀川端の百八燈が点火せられることになつたのである。

—(視聽混雜錄 元和先鋒錄)—



磯野七兵衛信澄が殺害に遭つた時、其の妻明智氏が二歳の男子を懐にして、公が一時信澄に仕へられた縁故をたよりにて庇護を頼んだ。公はこれを氣の毒がり、

勞<sup>いたわ</sup>り育て、成人させ、家來にして蘆尾庄九郎と名乗らせた。然るに其後二代將軍秀忠の息女が豊臣秀頼に嫁し、その入輿の時に庄九郎の母が上臈<sup>じょうらう</sup>になつて附添うて往つた。これが縁故となつて、庄九郎は大阪に召し出され、食祿二千石を給せられて、織田主水信重と名乗つた。

右の七兵衛信澄の養父、江州小川邑主磯野丹波守員昌は、公が天正元年十八歳の時に一時身を寄せて、八十石を貰つた舊主である。後にその子右近が采地を失つて、流落の人と爲<sup>な</sup>つてゐたのを、公は呼び迎へて千石を給せられた。其の家系は連綿と續いて津藩に最後迄残つてゐた。

—(宗國史將士年表) —  
高 山 公 實 録

公少時放浪中、一時身を山科の櫻井林佐の家に寄せられた事があつた。或日途中で無禮を働いた農民を斬られたので、之を見た附近の農民が群集して公を包圍した。流石の公も數百の農民を盡く斬ることもならず、其の場を立退いて寓家へ戻られた。するに群集は跡を追ひ來つて林佐の家を圍み、形勢頗る險惡であつた。然るに林佐は地方の名望家にて、百方宥め<sup>なだすか</sup>賺して群集を退散せしめた。

爾後四十餘年の歲月は流れて、公は賀勢三十餘萬石の國持大名となり、山科の林佐は依然たる土豪の林佐であつた。公その舊誼を懷うて五百石に召抱ゆるから參れと申し遣はされた。然るに林佐はこれを辭退して、『御好意は身に餘つて忝く

存するが、左までに思召し給はるならば、子孫零落の節に御救ひ取り下されたい』と答へた。公快く承知せられ、林佐の二子利右衛門、平右衛門の兩人を津城に呼び寄せて面謁を賜はり、『申出次第何時でも扶助すべき旨』の黒印書を渡された。

後代文化年中、林佐の後系者へ年々白銀五枚づ、下賜すべき旨の辭令を發したことがあつた。

又文政中には櫻井家の親族たる津町の醫師渡邊某が、櫻井家相續を藩廳に出願して許可せられた顛末が、町年寄の日誌に詳記されてある。

—(伊藤又五郎役用日記)—

本佛寺（如竹散人）が江戸邸の大書院で、四書の講釋を爲た或日、當番諸士中の有志者が命により傍聽に出た。その頃の事にて、書物を所持する者は絶わて無かつたが、唯一人岡本彌一右衛門だけは、論語を開いて熱心に聽いて居た。公之れを見て不審に思はれ、『彌一の氣分には不似合のこゝ、何ぞして論語なき持參したか』と尋ねられた。岡本畏つて、『私はいつも挾箱に四書を入れて居ります』と答へたので、目付の者に仰せて岡本の挾箱を検すれば、着込、鎖頭巾くさりづきんに米袋一つ鳥目五百文、四書一部とこれだけ入れてあつた。公大に感じて改めて彌一右衛門

を召し、小袖一襲を給うて之れを賞せられた。

—(得則録)—

佐伯惟直筆記の遺訓中に見ゆる公の歌

高虎公御詠歌

友はた、直なる人をむつまじみ

いつわりなきを道と知るへし

此御歌に、道春老、脇坂淡路殿、佐久間大膳殿、佐久間信濃殿、延壽院各和韻被成候



脇坂淡路守が一夕江戸邸に來訪して、夜話のあつた翌朝、書狀に雲雀を添へて送り越した。公の之れに對する返書の奥に一首、

武士のすゝむ心をすゝみなき  
ひまこそ知らね知る人は知る

これは前夜の夜話の意味に因んでの歌であらう。近臣の噂であつた。林羅山が之れに和韻して七言絶句を作つた。それは次の通りであつた。

藤堂君泉州太守、有倭歌一篇薰讀之、則云友直云無  
偽、盖述其所思者乎、可敬焉、豈翹弄風月慕艶麗之  
流哉、脇淡牧勸余使和之、因撫其末句之一字、以爲韻、  
遂綴卑詞一絶、而献之云爾、

一首倭歌聽始奇 雅風入筆掃淫詞 丹心久爲報君德  
封國功名舉世知

—(開國遺事)—

公の發句、

しらはたや花さく山の一備

はけ山の雪やきんかのわたほうし

花を見よ花に心をこらるゝな

よい氣味や氷の解てなかれ川

右の御發句は御城歸に内々御心に思召しける事滯りけるに今日十分に事濟けるも御機嫌の上にて八十島道除に仰かけられけるなけ聞かんわか領分のほこゝきす

此發句正宗に語りければ古今無類の由再三感しける也然れば此發句にて百韻遊はし正宗にも御見せ可被成候間道除脇いたし可申旨御意によりて御わき道除

よこにふせうこまゝのなつ山

も仕りければ八十島一代一句の出來物も御ほめ遊はし御第三

嶺の松大まさかりか見しらせて

もあそはし御兩吟にて夕御膳過より初夜時分までに八兵衛執筆にて百韻出來申候翌日脇坂淡路守殿御入來に御見せ被成候大方ならず御感にてうつさせ御取歸あそはし候後日に御出候て花の本昌琢に見せ申候へは古今在之ましき御活作も頭をふり甘心いたしこなたの作勢の力になり申候もて自筆にてうつしかへり候由御申候へはぎれゝの句をほめ申候哉も御たづねあそ

ばし何時にても隙の日花の本を呼び兩吟あそばし候はん由被仰候こ西島八  
兵衛かたり申候。

—(開國遺事原文のま) —



公、敬神の念深く、豫州在封中に宇和島の山王社を勸請し、宇和郡三島大明神  
の拜殿を再建し、一宮大明神を丸串城の天守臺から宇和島城南の小高い岡の上に  
遷座し、更に慶長十二年に宇和郡中間村の八幡宮を再建せられた。その棟札に『與

州宇和郡板島郷當社八幡大菩薩中興江州淺井郡小谷住人藤原朝臣藤堂和泉守敬  
白』こある。而して此時寄進せられた義經千人切、橋辨慶、鷹、以上三枚の繪馬  
は今も尙存して居るこの事である。

—(愛媛の面影 宇和日記)—



伊賀、伊勢に轉封後、慶長十四年に伊賀の一の宮敢國社を再建し、祝詞屋、渡  
廊、拜殿、瑞籬、御飭殿、神輿舎、花表に至る迄全部造營せられた。其後毎年の

祭事を定め、慶長十七年には神領百七石四斗を寄進し、又國次の寶劔一口、三十六歌仙の額及酒器等を奉獻せられた。且又藩士に命じて、社の周圍に山櫻三千五百本を植ゑさせられたと傳へられてゐる。

—(高山公實錄)—



公殊に伊勢大神宮を崇敬せられ、慶長五年二月伊勢山田の上部太夫へ年額二十石を寄進して神前祈念を依頼し、其後元和三年にこれを度會郡粟野村の内二百

石に増額し、五年十月に至つて安濃郡刑部村の内二百石に変更せられた。それは田丸領五萬石の地が紀州家に轉屬したからである。その田丸が紀州領にならぬ以前に、公は同城を巡視して、それから大神宮を參拜せられた事があると傳へられてゐる。

—(宗國史 高山公實錄)—



公は慶長十四年十一月、伊勢安濃郡に於ける大神宮の神田を増額寄進せられた

其の次第は、元來神田即ち美刀志呂ミツロ稱するは往古よりの定制で、毎年その産米を外宮當直の長官に贈りて、神宮の御供米ミツメしたので、中古亂世に乗じて神地を掠め取つたものがあつてからは、安濃郡の内納所、刑部、野田、南河路、北河路一色、跡部、大塚、田端上野、分部、小船の十一村高七十四石三斗九合だけが、神田ミツタとして名義上殘存してゐた。公之れを復興し、且右の外に觀音寺、澁見、中跡部、内田、粟加の五ヶ村の内二十三石九斗六升の田を加へ、總計九十八石二斗六升九合ミツタとして寄附せられた。

神田は一に御供田ミツタとも稱し、不淨を入れずに耕作し、毎年十一月十一日、十二日の兩日に、小御田コミダ、大御田オホミダの神事を執行し、十四、十五の兩日、納所の御倉堂ミくらどうに於て、古榊を以て量り、俵装して津湊から輪送し、正月元朝に神献するの定めであつた。

—(神田記)—

公近衛信尋公ミチノノは特に親密であつた。信尋公は後水尾天皇の皇胞弟で、これが爲めに公は帝室に接近するの便宜を得られたのであつた。信尋公は寛永元年大神宮參拜の歸路、津城に宿して二夜三日滞在せられ、阿漕浦の船遊、城壕の引網等の款待に嘉興を催され、それより伊賀越を上野城にも一宿して歡を盡くし、そこまで見送られた高山公タカヤマノミチ袂を別ちて歸京せられた。—(視聽混雜錄 高山公實錄)—



公自身は酒を嗜まず、酒量も浅かつたが、人々を呼びつぎへて、酒讌を開いて漫談するときは、頗る之れを好まれ、閑暇ある毎に侍臣や故老を招集して酒食を饗ぜられた。それとても供給は淡泊で、殊に大酒、暴酒をば大に嫌はれ、藩士に對して常に之れを戒められた。慶長十三年の正月、藩士に令せられた條々の第二項に、『美服と大酒とは無用の失費である。酒を過して病氣となり、それが原因で

死んだ者は、假令成年の實子があつても家督相續は許さず家財を没收する』と規定せられた。

—(高山公實錄)—

小牧合戦前後の事であらう、太閤の内命を受けてか、公は敵地密偵の爲め土工夫に變装し、春を擔いで濱松城の附近を徘徊せられた。するに偶然そこを通行した家康は、流石に眼識が明で、一目で怪しい奴を睨み、近臣を遣して公の身元を

調べさせた。公巧みに空呆そらとほけて善い加減に應答し、急いでそこを立ち退かれた。其後豊臣、徳川講和成つて、家康上洛、大納言秀長方に入來の節、公接待役として初めて謁見の時、『某事はいつぞやの濱松御城下の畚擔もっこかづぎで御座る』と申されたので、家康は『成程』と領うなづき、それから大に懇親せられたこの一説が、舊くから傳へられる。

—(洞津遺聞)—

公が渡邊勘兵衛を二萬石で抱かかられたことを傳聞した加藤嘉明が、『和泉守は無謀の事を爲る男である。某ならば二萬石で二百石取の士を百人抱かかねる。勘兵衛假令鬼神なりとも、侍百人が立ち向つたらば微塵になるだらう』と評した。公これを聞いて、『左馬助は知恵のないことをいふではないか、平侍の二百人や三百人が堅めて居る所なら、踏破つても通る敵が、勘兵衛の陣まを聞いては、肝を冷やして避けるではないか』と言はれた。

—(名將言行録)—

公登城の際には、腰掛にか靠つて侍臣に衣紋を取繕つくろはせられた。いつも襟に小さい種々の散らし紋の染め付けてあるを好んで着用せられたと、横濱内記等の話であつた。

—(開國遺事)—

大切の事件を考慮せられる場合は、未明に起床して衣裳を齊とへ、兩刀を帶し、

正座して思念を凝らされた。『帯を解いて寛くろろいで平臥へいぶなごしてゐては、思慮が放慢に流れて、重大事件の勘考は成るものでない』と、人に語られた。

—(西島八兵衛留書)—

公の行動の機敏迅速は人の知る所であるが、茲に一つ餘り聞わて居らぬ一例を舉ぐれば、慶長十八年の五月大久保石見守長安の死後、その非行が發覺して相續人藤十郎等が拘囚せられた時の事である、在駿府の公は將軍秀忠から至急の召命に接し、直ちに馬に跨りて僅に十數騎の供人と共に、静岡江戸間四十五里を一日

に疾驅して、江戸城に着せられたのであつた。此時公は五十八歳、箱根八里の嶮路をこめての四十五里を一日に突破せられたのである。――(年譜略)――



公が伊豫から伊賀伊勢へ轉封の時、隨従し來つた寺院及商工業者の數は、或は數百人も記し、三百人も記し、ハッキリしたことは知れぬが、可なり多數の人員であつた。公は岩田村の一部の土地を彼等に割渡して家屋を建設せしめ、伊

豫から來た加藤甚右衛門加藤左馬介 妾腹の子をその町年寄に命し、その町を伊豫町と命名して地租は勿論、その他一切の課役を特免して彼等を愛撫せられた。

津觀音に伊豫町から奉納した大きな繪馬が今でも残つて居る。これは元和九年七月、公が將軍の上洛を膳所で出迎へた時、粟津原を吹き捲くる風が馬上の公の眼に災して、その夜大熱、兩眼腫れ塞がりての激痛、それを聞き傳へた伊豫町の町民が、公の眼病御平癒を祈禱した時の奉納である。――(年譜略)――

に疾驅して、江戸城に着せられたのであつた。此時公は五十八歳、箱根八里の嶮路をこめての四十五里を一日に突破せられたのである。――(年譜略)――



公が伊豫から伊賀伊勢へ轉封の時、隨從し來つた寺院及商工業者の數は、或は數百人も記し、三百人も記し、ハッキリしたことは知れぬが、可なり多數の人員であつた。公は岩田村の一部の土地を彼等に割渡して家屋を建設せしめ、伊

豫から來た加藤甚右衛門加藤左馬介 妾腹の子をその町年寄に命し、その町を伊豫町と命名して地租は勿論、その他一切の課役を特免して彼等を愛撫せられた。

津觀音に伊豫町から奉納した大きな繪馬が今でも残つて居る。これは元和九年七月、公が將軍の上洛を膳所で出迎へた時、粟津原を吹き捲くる風が馬上の公の眼に災して、その夜大熱、兩眼腫れ塞がりての激痛、それを聞き傳へた伊豫町の町民が、公の眼病御平癒を祈禱した時の奉納である。――(年譜略)――

590  
347

昭和五年十月一日印刷  
昭和五年十月三日發行

編輯人 兼 三重縣津市二番町 梅原三千

三重縣津市丸之内本町三、二六ノ六  
星洋印刷株式會社常務取締役

印刷者 松田德三郎

印刷所 三重縣津市丸之内本町三、二六ノ六  
星洋印刷株式會社

發行所 高山公三百年祭會


590

347



590  
347



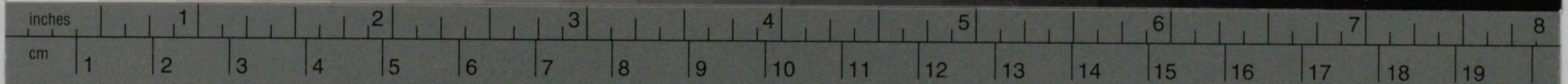


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

